

葛巻町出産祝金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葛巻町出産祝金条例（令和3年条例第5号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続き)

第2条 条例第5条の規定による出産祝金の支給を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、速やかに葛巻町出産祝金支給申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第3条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは条例第3条の規定による要件を満たしているかを審査し、申請のあった日の翌日から30日以内に支給の可否を決定する。

2 前項の規定により支給の可否を決定したときは、葛巻町出産祝金支給可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(返還)

第4条 条例第8条の規定により出産祝金の全部又は一部の返還を決定したときは、葛巻町出産祝金返還決定通知書（返還命令書）（様式第3号）を前条第2項の規定により支給の決定を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定に基づく通知を受けた者は、町長が指定する期日までに出産祝金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に出生した子から適用する。